

緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングについて

1 現状

現在、原子力規制庁において、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チームの報告書を踏まえ、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者、測定の方法、測定の実施体制等について、原子力災害対策指針への反映が検討されている。

2 主な改正内容

(1) 実施主体

甲状腺被ばく線量モニタリングの目的・必要性は、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施すべきものとし、立地道府県等が原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得て実施するものとする。

(2) 対象者

対象とする者は、OIL に基づく防護措置として避難や一時移転の対象となった住民等であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦等とする。

(3) 実施場所

簡易測定は避難所またはその近傍の適所で実施し、詳細測定は原子力災害拠点病院または高度被ばく医療支援センターで実施する。

(4) 実施方法および実施期間

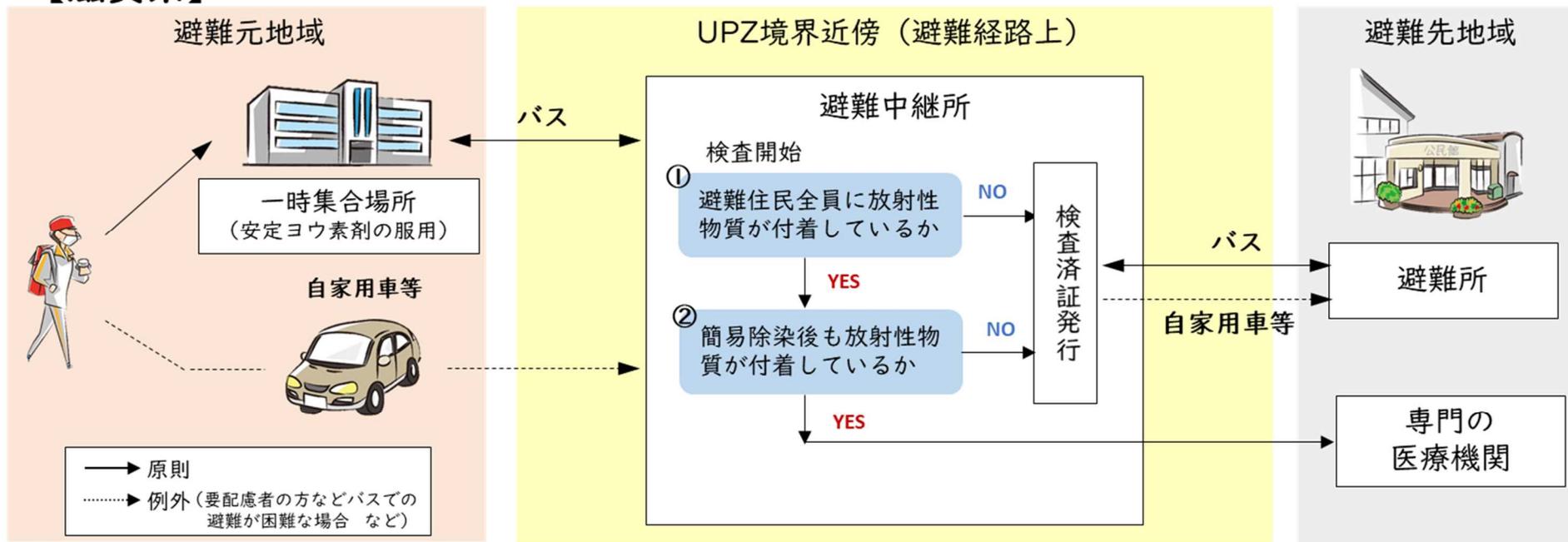
すべての対象者に簡易測定を行う。簡易測定の方法は、NaI (TI) サーベイメータを用いた簡易測定をおおむね3週間内に行い、スクリーニングレベル ($0.2\mu\text{Sv/h}$) を超える者に対しては、甲状腺モニタを用いた詳細測定をおおむね4週間内に実施する。

3 滋賀県としての懸念事項

- ・甲状腺被ばく線量モニタリングについては、その後の健康調査や個人被ばく線量の推定等の体制もあわせて構築する必要がある。
- ・地域の住民や医療機関等の関係者の理解が必要。
- ・これまで構築してきた避難計画や体制への影響も勘案し、実施体制を整備する必要がある。

避難および一時移転の流れ

【滋賀県】



【参考：原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）で示されている検査の流れ】

